

# 佐賀県統計条例(案)について

佐賀県経営支援本部統計分析課

# 1

## 条例制定の背景

佐賀県では、県が所有する様々な統計情報の相互利用（二次利用）や県民への統計データのオープン化を行い、広範囲にわたった情報分析を可能とするため、統計法に基づき、条例制定を行いたいと考えています。

統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計の作成及び提供に関し必要な事項を定めることにより、公共データのオープン化に対する社会の要請にこたえるとともに、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目指して、「佐賀県統計条例」（案）を作成しました。

つきましては、今後、県民の皆さまのご意見をこの条例案に反映させていただくため、「佐賀県県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）」に関する要綱に基づき、ご意見を募集します。

### ① 条例の目的

この条例は、統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計の作成及び提供に関し必要な事項を定めることにより、公共データのオープン化に対する社会の要請にこたえるとともに、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とします。(第1条)

## ② 定義

条例案の内容に係る下記についての定義を定めています。(第2条)

- 「県統計」とは、県が作成する統計をいいます。
- 「県統計調査」とは、県統計のうち県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う統計法第24条第1項に規定する調査をいいます。
- 「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事等が指定したものをいいます。

### ③ 県基幹統計調査の実施等

県基幹統計調査の実施方法等について次の事項を定めています。

- 県基幹統計調査を指定した場合、また行おうとするときは、告示しなければならないこととします。(第3条)
- 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、報告を求めることができるとともに、必要に応じて、必要な場所に立ち入り、帳簿の検査等を行うことができることとします。
- 報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならないこととします。(第4条～第6条)

#### ④ 県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止

県基幹統計調査と誤認させ、情報を取得する行為（いわゆる「かたり調査」）を禁止します。（第7条）

#### ⑤ 結果の公表

県統計に係る調査の結果を、多様な利用に資する形式で、インターネット等で公表することを規定します。（ただし、特別の事情がある場合を除きます。）  
（第8条）

### ⑥-1 調査票情報の二次的利用、提供及び保護

- ・ 知事等は、統計の作成等を行う場合、県統計調査に係る調査票情報を利用することができるものとします。(第9条)
- ・ 知事等は、国の機関又は他の地方公共団体が、統計の作成等を行う場合には、県統計調査に係る調査票情報を提供することができるものとします。(第10条)
- ・ 知事等は、学術研究の発展に資すると認められる場合等には、一般からの委託に応じ、県統計調査に係る調査票情報を利用し、統計の作成等を行うことができるものとします(オーダーメイド集計)。(第11条)

## ⑥-2 調査票情報の二次的利用、提供及び保護

- ・ 知事等は、学術研究の発展に資すると認められる場合等には、県統計調査に係る調査票情報を加工した匿名データを作成し、提供することができるものとします。(第12条)

※ 匿名データとは・・・一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないように加工したものです。



## ⑦ 調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理、守秘義務等

調査票情報等の提供を受けた者は、適正に管理を行うとともに、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密をもらしてはならないものとします。(第13条～第14条)

## ⑧ 手数料

オーダーメイド集計及び匿名データの提供を受ける者は、手数料を納付しなければならないものとします。(第15条)

## ⑨ 罰則

いわゆる「かたり調査」、調査票情報等の提供を受けた者等の守秘義務違反、県基幹統計調査の報告の妨害や報告義務違反等、以下については罰するものとします。(第16条～第20条)

- ・ 調査票情報の提供を受けた者による秘密漏洩
- ・ 調査票情報の提供を受けた者による調査票情報の不正提供・盗用
- ・ 匿名データの提供を受けた者等が、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用
- ・ 県基幹統計調査の結果の改ざん
- ・ 県基幹統計調査と誤認させる調査(かたり調査)の禁止違反
- ・ 県基幹統計調査の報告義務者による報告拒否・虚偽報告・立入検査拒否等
- ・ 県基幹統計調査の報告義務者に対する報告妨害

# 3

## 条例制定のスケジュール(予定)

区分		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27. 1月	2月	3月	4月
パブリックコメントの実施		➡										
県議会へ条例(案)の提案・審議					➡							
条例 施行	県基幹統計調査以外の項目					➡ 公布の日						
	県基幹統計調査に関する項目											➡ 平成27年4月1日